

[事案 21-55] 手術給付金請求

- ・平成 21 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 15 日 裁定終了

*本事案は、事案 21-53、21-54 と同じ申立人からの、3 社に対する同一の手術に係る手術給付金の支払いを求める申立てである

< 事案の概要 >

肝細胞がんの治療として受けた経皮的エタノール注入療法(以下、「エタノール注入療法」)に対し、手術給付金を支払ってほしい。

< 申立人の主張 >

平成 19 年に肝細胞がんと診断され、同年 11 月と翌年 9 月に入院し、計 6 回のエタノール注入療法を受け、平成 10 年加入の疾病入院特約に基づき手術給付金の支払いを求めたが、約款に定める「手術」には当たらないとの理由で支払われない。下記により納得出来ないので、手術給付金を支払うべきである。

- (1)エタノール注入療法は、検査やとりあえずの処置ではなく、癌治療を直接の目的とした治療であり、約款上の「手術」にあたる。
- (2) エタノール注入療法を手術であると認め、手術給付金を支払った他の保険会社があり、その会社の約款と相手方保険会社の約款は、文言が同一である。保険会社間で、約款の解釈が分かると契約者は著しく損失を被るのであり、相手方会社も手術給付金を支払うべきである。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、手術給付金の支払請求に応ずることはできない。

- (1)疾病入院特約約款別表には、「手術」とは、「治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、吸引、穿刺などの処置及び神経ブロックは除く」ものであり、申立人が請求の対象としているエタノールの局所注入は、「手術」には該当せず、別表で除外している「穿刺などの処置」に該当するものである。
- (2)エタノール注入療法は、社会保険の診療報酬点数上も「手術」ではなく、「処置」に分類されている。
- (3)他社で約款の適用を申立人に有利に拡大解釈することは、約款規定そのものに基づくものではなく、約款をどのように運用をするかは各社の判断に委ねられているから、他社が支払ったとしても、手術給付金を支払わなければならない理由とはならない。
- (4) 本件治療が「検査」や「とりあえずの処置」であることを理由として、支払対象外としたわけではなく、約款上の「手術」に該当しないため、支払対象外とした。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、本件申立てを認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(* 裁定理由は事案 21-53 と同じ)

服の着脱、カ：起居、キ：歩行、ク：入浴」の全てに「×」が付されているが、申立人提出の他の証拠によれば、被保険者は、平成 19 年より、食物の摂取は箸を使用して自ら行なえたことが窺える。そして、主治医作成の平成 21 年 5 月 11 日付け主治医意見書によれば、食事行為について、「自立ないし何とか自分で食べられる」が選択されており、食事の摂取状況は継続していることが窺える。

従って、平成 19 年 11 月 27 日付け総合障害診断書及び同 21 年 6 月 29 日付け総合障害診断書をもってして、被保険者が、食事の摂取について、他人の介護を要する状態にあると認めることはできない。

以上から、被保険者は、少なくとも、食物の摂取については介護を要する状態にあるとは認められないから、本件約款にいう「食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態」にあるとは認められない。

(3) 申立人は、被保険者と同様の高次脳機能障害の第三者に、他社との契約において、高度障害保険金が支払われたことを主張するが、約款に基づく支払いの可否の決定は、各社ごとの判断であるから、各社の判断に違いが生じることはやむを得ない事態であり、当審査会の判断を左右するものではない。